協議第２０号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて下記のとおり提案します。

平成１５年3月5日　提　出

修善寺町外３町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

| 一般職の職員の身分の取扱いについて |
| --- |
| (1)　修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町の一般職の職員は新市の職員として引き継ぐものとする。<br><br>(2)　職員数については、類似団体の定員を目標に、定員管理の適正化に努めるものとする。<br><br>(3)　職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。<br><br>(4)　給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。 |

平成１５年　　月　　日 確認